

# 障がい福祉サービス 利用ガイド

誰もが住みなれた地域で  
安心して生き生きと暮らせる社会をめざして

令和5年12月現在



## 浜田圏域（浜田市・江津市）

### 目次

- 1 ● 障害者総合支援法のポイント
- 2 ● 障がい福祉サービスの利用手続
- 3 ● 障がい福祉サービスの内容
- 4 ● 障害支援区分と受けられるサービス
- 5 ● 利用者負担の仕組み
- 7 ● 障がい児を対象としたサービス
- 8 ● 地域生活支援事業
- 9 ● 自立支援医療
- 10 ● 補装具の制度、日常生活用具の給付等
- 11 ● 障害者手帳の交付手続
- 12 ● 手当
- 13 ● 税の減免・控除
- 14 ● 各種料金等の割引・減免
- 15 ● その他各種助成事業

障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします

## 障害者総合支援法のポイント

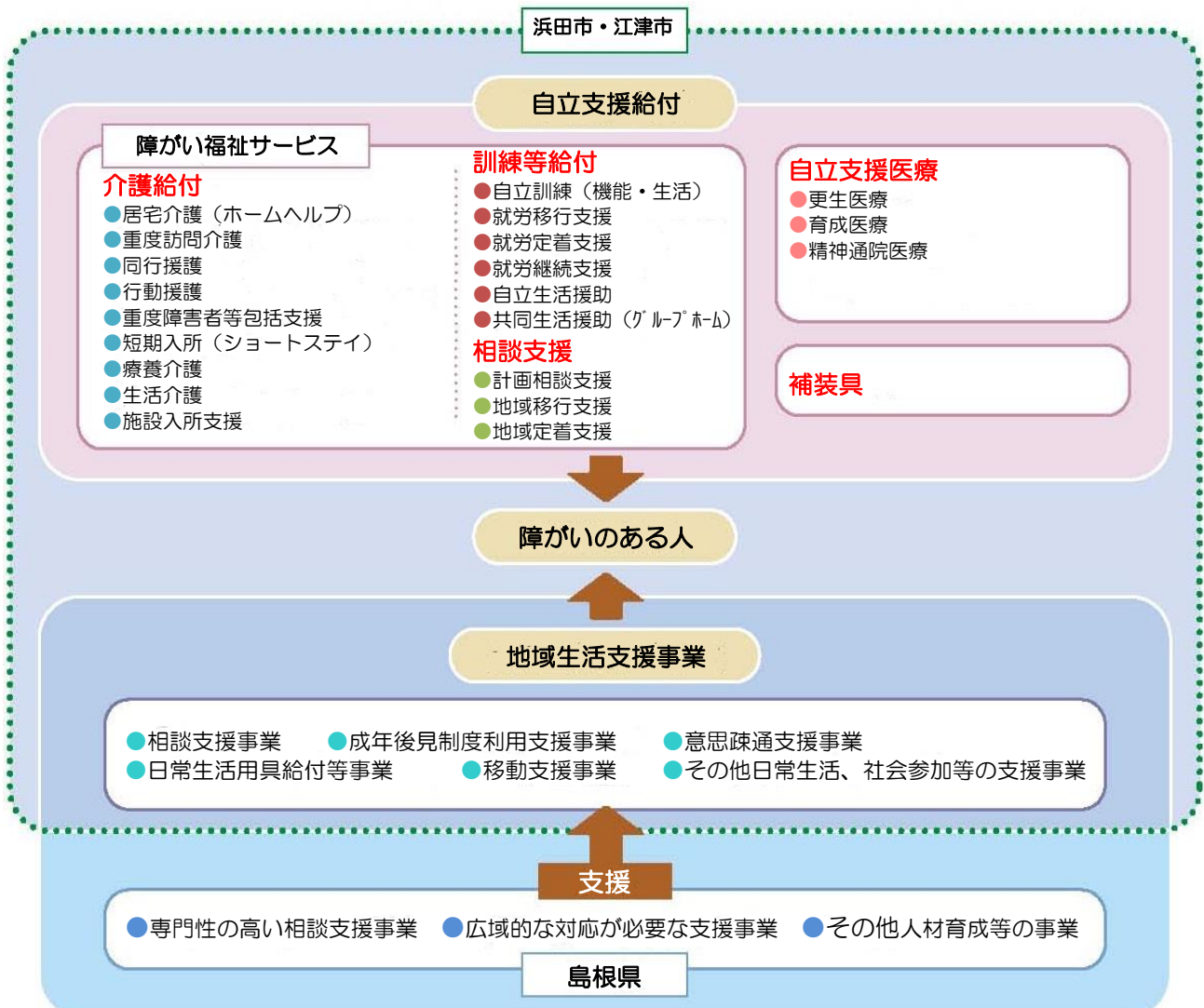
- 障がい福祉サービスの一元化
  - ①身体・知的・精神の各種障がい福祉サービスを一元化
  - ②実施主体を市町村へと一元化
- 利用者本位のサービス体系に再編
- 就労支援を抜本的に強化
- 支給決定のしくみを透明化、明確化
- 費用をみんなで負担し合うしくみの強化
  - ①サービスの量と所得に応じた負担（所得に応じた負担上限額の設定と補足給付の設定）
  - ②国の費用負担を義務化



障がいのある人々の自立を支えます

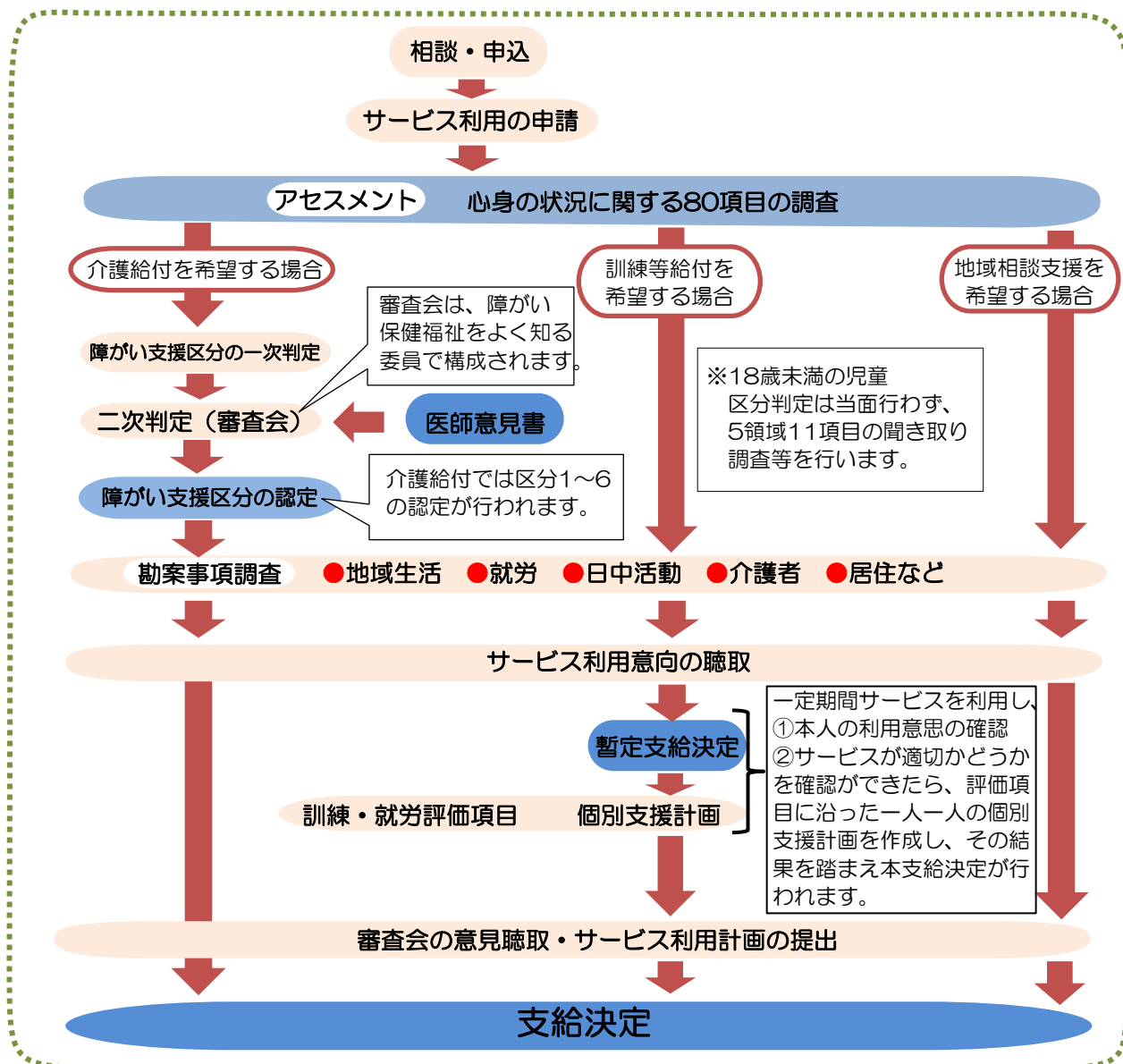
### 障害者総合支援法による新しいサービスのしくみ

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。



# 障がい福祉サービスの利用手続

障がいのある人の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障がいのある人の心身の状況（障がい支援区分）、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、その上で支給決定を行います。



## ※障がい支援区分とは

障がい支援区分とは、障がいの必要性に応じて適切なサービス利用ができるよう導入された障がいのある人に対するサービスの必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。

障がいのある人の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の調査を行い、審査会での総合的な判定を踏まえ、浜田市又は江津市が認定します。

# 障がい福祉サービスの内容

介護給付	訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	⇒	●自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
		重度訪問介護	⇒	●重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
		同行援護	⇒	●視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時において同行し、移送に必要な情報の提供を行います。
		行動援護	⇒	●重度の知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等を行います。
		重度障がい者等包括支援	⇒	●常時介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	⇒	●自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	⇒	●医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	⇒	●常時介護を必要とする人に、昼間、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作活動又は生産活動の機会を提供します。
施設系	施設入所支援	⇒	●施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
訓練等給付	訓練系・支援系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	⇒	●自立した日常生活又は社会生活ができるよう、施設で一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	⇒	●一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	⇒	●一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	居住支援系	就労定着支援	⇒	●就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との調整やそれに伴う必要な支援を行います。
		自立生活援助	⇒	●定期的な巡回、訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	⇒	●身体障がい、知的障がいや精神障がいのある人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や介護等を行います。
相談支援	計画相談支援	⇒	●サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証 (モニタリング) を行います。	
	地域相談支援	地域移行支援	⇒	●障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がい者等に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、医療確保、関係機関等との調整等を行います。
		地域定着支援	⇒	●居宅において単身で生活している障がい者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

# 障がい支援区分と受けられるサービス

障がいの支援区分によって受けることができるサービスは次の表のとおりとなります。

表中の青色部分が、各サービスを受けることができる障がい支援区分を示しています。

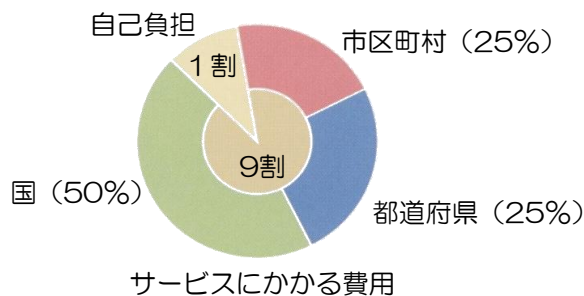
サービス	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児	備考
居宅介護 (ホームヘルプ)		1	2	3	4	5	6	児	通院介助(身体介護有)は区分2以上で、特定の条件に該当する人が対象です。
重度訪問介護					4	5	6		二肢以上に麻痺があるなど、特定の条件に該当する人が対象です。
同行援護	なし	1	2	3	4	5	6	児	視覚障がいの人で、特定の条件に該当する人が対象です。
行動援護				3	4	5	6	児	行動障がい等、特定の条件に該当する人が対象です。
重度障がい者等 包括支援							6	児	意思疎通に著しい困難を有する人で、特定の条件に該当する人が対象です。
短期入所 (ショートステイ)		1	2	3	4	5	6	児	原則として、居宅での介護者が病気などのために、施設等に短期間入所しなければならない人が対象です。
療養介護						5	6		気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理及び筋ジストロフィー患者、重度心身障がい者等が対象です。
生活介護			50歳以上	3	4	5	6		通常区分3以上で、施設入所支援を伴う場合は区分4以上。(ただし、50歳以上は区分2以上で、施設入所支援を伴う場合は区分3以上)
施設入所支援				50歳以上	4	5	6		生活介護の対象者で区分4以上(ただし、50歳以上は区分3以上)又は自立訓練等の対象者で、特定の条件に該当する人が対象です。
自立生活援助	なし	1	2	3	4	5	6		障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただた人又は実質的に一人暮らしで日常生活を営む上での支援が必要な人等が対象です。
共同生活援助 (グループホーム)	なし	1	2	3	4	5	6	児	日常生活での排せつ、食事、入浴等に身体介護が必要な障がい者は、障がい支援区分の認定を行います。



# 利用者負担の仕組み

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

自己負担、実費負担のそれぞれに、低所得の人に配慮した軽減策が講じられています。



## ●利用者負担の上限額

所得に応じて4つの区分に分けられ、それぞれに月額負担上限額が決められています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割額が16万円未満…収入概ね600万円以下の世帯）	9,300円
一般2	上記以外（「一般1」に該当する20歳以上の入所施設利用者、グループホーム利用者を含む）	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのある人とその配偶者
障がい児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### 1 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

医療型施設に入所する人や療養介護を利用する人は従前の福祉部分負担相当額と医療費、食費等を合算して上限額を設定します。20歳以上の入所者の場合、低所得の人は、少なくとも25,000円が手元に残るように利用者負担が減免されます。

### 2 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障がい福祉サービス費が支給されます。

障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障がい福祉サービスの負担額（介護保険を利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障がい福祉サービス費が支給されます。障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算がそれぞれいずれか高い額を超えた部分について、高額障がい福祉サービス費等が支給されます。（いずれも償還払いの方法によります。）

### 3 同じ世帯の中で、複数の人がサービスを利用する場合などは、高額障がい福祉サービス費の支給があります。

同じ世帯の中で障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合などは、自己負担を合わせた額が一定額を超えた場合、超えた分が高額障がい福祉サービス費として支給されます。

**4****食事等実費負担についても、減免措置が講じられます。**

20歳以上の入所者の場合、入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、53,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を53,500円として設定し、福祉サービス費の負担限度額と食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給費が行われます。なお、就労等により得た収入については24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。

**5****生活保護を必要とされない額まで軽減されます。**

こうした負担軽減策を講じても、自己負担分や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護を必要としない額まで自己負担額の月額上限額を引き下げるとともに、食費等の実費負担も引き下げます。

# 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

障がい児通所支援を利用する保護者は、市町村に障がい支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

障がい児入所支援を利用する場合は、児童相談所に相談します。

## 障がい児通所支援

児童発達支援	➡	●未就学の障がい児の日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	➡	●未就学の障がい児の日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援及び医療の提供を行います。
放課後等デイサービス	➡	●学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	➡	●保育所等を現在利用中の障がい児及び今後利用する予定の障がい児に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に提供します。
障がい児相談支援	➡	●障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援等を行います。障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児相談支援の対象とはなりません。

## ●利用者負担の上限額

年少児、年中児、年長児相当は無償化の対象となっています。

所得に応じて4つの区分に分けられ、それぞれに月額負担上限額が決められています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割額が28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用	4,600円
		入所施設利用	9,300円
一般 2	上記以外		37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯



# 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の事業を実施します。

事業名		事業内容
1 相談支援事業	障がい者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のための必要な援助を行います。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による住宅への入居を希望している障がい者に対して、入居に必要な調整等の支援や家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
2	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
3	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、意思疎通の円滑化を図ることを目的とし、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
4	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
5	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
6	自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民による自発的な取り組みの支援を行います。
7	日中一時支援事業	障がいのある人の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を支援します。
8 社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等の活動及び障がい者スポーツの普及を行います。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報取得が困難な障がいのある人のために、点訳、音訳等の方法により定期的な情報提供を行います。
	奉仕員養成研修事業	要約筆記奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車の運転免許取得、改造に要する費用の一部を助成します。

## 委託相談支援事業所一覧

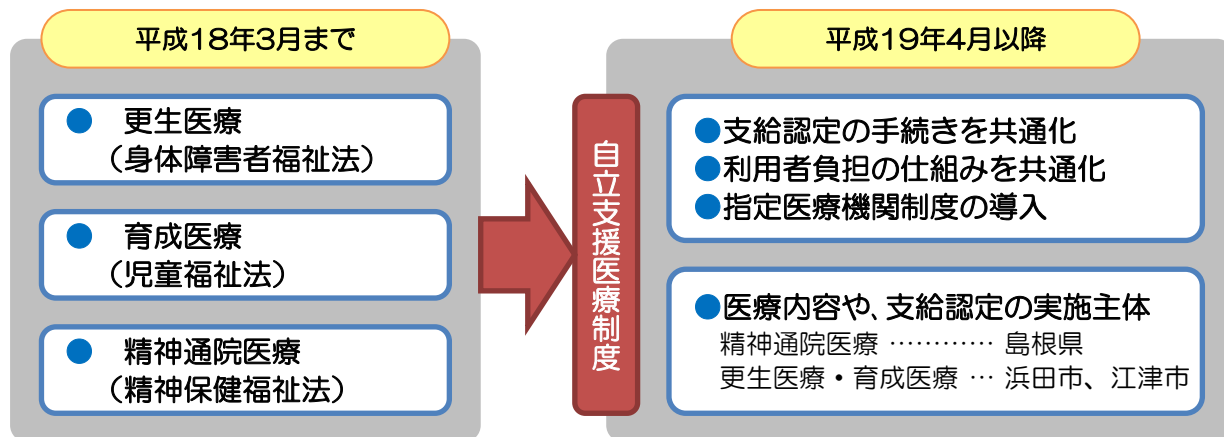
相談先	TEL	FAX
地域生活支援センターらいふ 〒697-0027 浜田市殿町103-1	(0855)22-0908	(0855)28-7310
相談支援事業所びゅあサポート 〒697-0027 浜田市殿町21-1	(0855)22-8085	(0855)23-4740
相談支援事業所「陽だまり」 〒697-0052 浜田市港町285-1	(0855)22-8115	(0855)22-8120
島根整肢学園 〒695-0001 江津市渡津町1926	(0855)52-5779	(0855)52-0344
ハートネットミレ青山 〒695-0011 江津市江津町1016-13	(0855)52-7314	(0855)54-3101

※受付日時は、月～金曜日（祝・休日を除く）8時30分～17時00分です。

# 自立支援医療

これまでの障がいにかかわる公費負担医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）が「自立支援医療」となり、利用者は原則1割の医療費を支払います。

従来の更生医療、育成医療又は精神通院医療の対象となる同様の疾病を有する人（一定所得以上の者を除く）が対象となります。



## ●自立支援医療の利用者負担と軽減措置

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）	
		一般	高額治療継続者
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下	2,500円	
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外	5,000円	
中間所得層1	市町村民税課税世帯で、所得割額が3万3千円未満	医療保険の自己負担限度額 経過措置 (R3.3.31まで) 5,000円	5,000円
中間所得層2	市町村民税課税世帯で、所得割額が3万3千円以上、23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額 経過措置 (R3.3.31まで) 10,000円	10,000円
一定所得以上	市町村民税課税世帯で、所得割額が23万5千円以上	医療保険の負担割合・負担限度額	20,000円 (R3.3.31までの経過措置※)

※医療実態等を踏まえて見直し

●基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人（高額治療継続者いわゆる「重度かつ継続」）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

●世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障がいのある人を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

●入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

## 補装具の制度

●これまでの現物支給から、補装具費の支給へと大きく変わりました。利用者負担についても定率負担となり、**原則として1割を利用者が負担**することとなります。ただし、**所得に応じて一定の負担上限額が設定**されます。

●支給決定は、障がいのある人又は障がいのある児童の保護者からの申請に基づき、浜田市又は江津市が行います。ただし、補装具の支給決定までに、医師の意見書や判定が必要な場合があります。

### ●補装具費支給制度の利用者負担

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率（1割）となっています。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円
一定所得以上	市町村民税課税世帯で、所得割額が46万円以上の人がいる	給付対象外

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある人とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## 日常生活用具・小規模住宅改修の給付等

●在宅の障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、障がいの状態・程度により、特殊寝台、盲人用時計などの給付や、手摺りの取り付け段差解消等の住宅改修費の給付を行います。購入等にかかる費用については、**原則として1割を利用者が負担**することとなります。ただし、日常生活用具の基準額を超えた場合、超過分については自己負担となります。

●介護保険等の他制度優先…他の制度が利用可能な場合は、他制度が優先となります。

# 障害者手帳の交付手続

窓口は、浜田市役所、江津市役所及び両市の支所

## (1) 身体障害者手帳の交付

手続が必要なとき	手続に必要なもの
はじめて申請する 障がいの程度・ 部位が <b>変わった</b> とき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳交付・再交付申請書</li> <li>● 指定医による診断書</li> <li>● 写真（上半身、タテ4cm、ヨコ3cm）</li> <li>● 身体障害者手帳（変更の場合）</li> </ul>
紛失・破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳交付・再交付申請書</li> <li>● 写真（上半身、タテ4cm、ヨコ3cm）</li> <li>● 身体障害者手帳（破損の場合）</li> </ul>
住所地・氏名 の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者居住地等変更届</li> <li>● 身体障害者手帳</li> </ul> ※転出の場合は、転入先で手続を行います。
死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳返還届</li> <li>● 身体障害者手帳</li> </ul>

## (2) 療育手帳の交付

手続が必要なとき	手続に必要なもの
はじめて申請する 再判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 療育手帳交付等申請書</li> <li>● 写真（上半身、タテ4cm、ヨコ3cm）</li> <li>● 療育手帳（再判定の場合）</li> </ul>
紛失・破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 療育手帳交付等申請書</li> <li>● 写真（上半身、タテ4cm、ヨコ3cm）</li> <li>● 療育手帳（破損の場合）</li> </ul>
住所地・氏名 の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 療育手帳記載事項変更届</li> <li>● 療育手帳</li> </ul> ※転出の場合は、転入先で手続を行います。
死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 療育手帳返還届</li> <li>● 療育手帳</li> </ul>

### (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

手続が必要なとき	手続に必要なもの	
<b>はじめて申請する</b> → <b>継続</b> → (精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年です。有効期限の3ヶ月前から更新手続ができます。)	<b>【障害年金受給者】</b> ●精神障害者保健福祉手帳申請書 ●同意書 ●障害年金証書 ●写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ●印鑑 ●精神障害者保健福祉手帳(継続の場合)	<b>【障害年金受給なし】</b> ●精神障害者保健福祉手帳申請書 ●診断書(精神障害者保健福祉手帳用) ●写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ●精神障害者保健福祉手帳(継続の場合)
<b>紛失・破損</b> → <b>住所地・氏名の変更</b> →	●精神障害者保健福祉手帳変更届・再交付申請書 ●写真(上半身、タテ4cm、ヨコ3cm) ●精神障害者保健福祉手帳(破損・変更の場合) ※転出の場合は、転入先で手続を行います。	
<b>死亡</b> →	●精神障害者保健福祉手帳返還届 ●精神障害者保健福祉手帳	

## 手当

窓口は、浜田市役所、江津市役所及び両市の支所

事項	内容
<b>特別障害者手当</b> →	在宅で20歳以上、日常生活で常時介護を必要とする重度障がい者に支給されます。(所得制限あり)
<b>障害児福祉手当</b> →	在宅で20歳未満、日常生活で常時介護を必要とする重度障がい児に支給されます。(所得制限あり)
<b>特別児童扶養手当</b> →	在宅で20歳未満、中・重度障がい児の養育者に支給されます。(所得制限あり)
<b>心身障害者扶養共済制度</b> →	知的障がい、身体障がい(1~3級の手帳所持者)、精神又は身体に永続的な障がいのある人の保護者(65歳未満)が加入でき、保護者が死亡した時等に、本人に対して年金が支給されます。



# 税の減免・控除

事項	内容	窓口・手続
所得税・住民税	⇒ 本人、配偶者又は扶養親族が障がい者の場合、所得控除あり（障害者控除、特別障害者控除）。同居特別障害者の場合、扶養控除又は配偶者控除の加算あり。	所得税は税務署 TEL(0855)22-0360 住民税は市税務課 ・浜田市 TEL(0855)25-9230 ・江津市 TEL(0855)52-7931
障がい者等のマル優	⇒ 本人の預貯金等に対し、非課税制度あり（限度額あり）。	金融機関
相続税	⇒ 法定相続人である障がい者の相続税額から控除あり。	税務署 TEL(0855)22-0360
贈与税	⇒ 特別障害者扶養信託契約による特別障害者である受益者に対しては、その信託受益権の価額のうち、6,000万円までの贈与税が非課税。	税務署 TEL(0855)22-0360
自動車税・軽自動車税・自動車取得税	⇒ 障がい者の通院等の用に供する自動車及び軽自動車に係る自動車税若しくは軽自動車税又は自動車取得税の減免（障がい等級、車の所有者に制限あり）。	軽自動車税は市税務課 ・浜田市 TEL(0855)25-9230 ・江津市 TEL(0855)52-7931 自動車税、自動車取得税は西部県民センター TEL(0855)29-5519



# 各種料金等の割引・減免

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持が条件

事項	内容	窓口・手続
JR、航空運賃、バス、電車、旅客船運賃割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳第1種又は療育手帳A…本人及び介護者が割引</li> <li>● 身体障害者手帳第2種又は療育手帳B…本人が割引</li> <li>◆ 割引率は各事業者で設定、条件等あり</li> <li>※ 精神障害者保健福祉手帳でも割引を受けられる場合があります。事業者にご確認ください。</li> </ul>	各事業者 ※乗車券購入の際に手帳を提示
タクシーの運賃割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者</li> <li>◆ 10%割引</li> </ul>	※手帳を提示
有料道路の通行料金の割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障がい者が自ら運転する場合</li> <li>● 重度（第1種）の身体障がい者又は重度（A）の知的障がい者が同乗し、障がい者本人以外の方が運転する場合</li> <li>※ 当該障がい者又はこれと生計を一にする者が所有する車（障がい者一人につき1台）が割引の対象</li> <li>◆ 50%割引</li> </ul>	浜田市役所、江津市役所 又は両市の支所で手続 ※支払い時に手帳提示
NHK放送受信料の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村民税非課税世帯の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者</li> <li>◆ 全額免除</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重度の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者が世帯主で受信契約者</li> <li>● 視覚障がい又は聴覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの人が世帯主で受信契約者</li> <li>◆ 半額免除</li> </ul>	浜田市役所、江津市役所 又は両市の支所で手続
電話番号案内料金の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ NTT西日本へ登録すると、無料で電話番号の案内が受けられます。</li> <li>● 身体障害者手帳所持者 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 視覚障がい者1～6級</li> <li>イ 肢体不自由者（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1、2級</li> </ul> </li> <li>● 療育手帳所持者A、B</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳所持者1～3級</li> </ul>	NTT TEL 0120-104174
携帯電話の割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者</li> <li>◆ 基本使用料等割引</li> </ul>	各携帯電話ショップ

## その他各種助成事業（浜田市）

事項	内容	窓口・手続
人工透析患者 通院交通費助成	腎臓機能障がいなどで透析療法を受ける必要のある人（身体障害者手帳所持者）に交通費の半額を助成（片道2km以上） ※他の交通費補助を受けていない人	浜田市役所及び各支所
精神障がい者 通院交通費助成	精神疾患の治療を受ける必要のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）に交通費の半額を助成（片道2km以上） ※他の交通費補助を受けていない人	浜田市役所及び各支所
精神障がい者 医療費助成	自立支援医療（精神通院医療）受給者の自己負担額を半額助成 ※自立支援医療で定める市民税非課税世帯の人	浜田市役所及び各支所
福祉タクシー	バス・タクシー利用券の交付 【対象者】 ●身体障害者手帳1、2級（人工透析治療を受けている場合、福祉タクシー券の上乗せあり） ●療育手帳A ●精神保健福祉手帳	浜田市役所及び各支所
福祉医療	医療費の自己負担分（入院時食事療養費標準負担額を除く）の助成 【対象者】 ●身体障害者手帳1、2級 ●療育手帳A ●IQ50以下で身体障害者手帳3、4級 ●精神障害者保健福祉手帳1級 ●精神障害者保健福祉手帳2級で身体障害者手帳3、4級 ●IQ50以下で精神障害者保健福祉手帳2級	浜田市役所及び各支所
小児慢性特定 疾患治療研究事業	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患の満18歳未満の児童の医療費の自己負担分の一部を助成	浜田保健所 TEL(0855)29-5537
小児慢性特定 疾患児日常 生活用具給付	「小児慢性特定疾患治療研究事業」の対象者	浜田市役所及び各支所

# 浜田市

事項	内容	窓口・手続
難病医療費助成制度	指定難病（331疾病）と診断された場合、医療費の自己負担分を一部助成。	浜田保健所 TEL(0855)29-5537
不在者投票	投票場に行くことが困難な身体障害者手帳所持者は、郵便による不在者投票ができます。 【対象者】 ●両下肢、体幹、移動機能障がい…1、2級 ●心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障がい、免疫障がい…1～3級	浜田市選挙管理委員会 TEL(0855)25-9810
119番通報FAX	聴覚障がいや言語障がいにより、火事や緊急の状況を電話で説明できない人はFAXによる119番通報ができます。（登録が必要）	浜田市消防本部 通信指令課 TEL(0855)22-0119 FAX(0855)23-1228
視覚障がい者へのサービス	◆点字図書と録音図書の貸出 ◆プライベートな情報の点訳・音訳サービス ◆福祉用具の紹介、相談、試用貸出 ◆歩行訓練や点字指導、日常生活での工夫等、指導員が援助	島根県西部視聴覚障害者情報センター TEL(0855)24-9334 FAX(0855)24-9335
聴覚障がい者へのサービス	◆字幕、手話入りビデオの貸出 ◆福祉用具の紹介、相談、試用貸出	
ぼうこう・直腸機能障がい者へのサービス	ストマ用装具の装着者を対象にストマ用装具の使用等について正しい知識を教え不安を解消し社会復帰を促進します。	日本オストミー協会 島根支部 TEL(0855)22-2279
点字・声の広報	文字を読むことが困難な人に、広報を朗読したカセットテープやCD、点字したものを送付。 【対象者】 ●視覚障がいの身体障害者手帳所持者	浜田市役所及び各支所

## その他各種助成事業（江津市）

事項	内容	窓口・手続
人工透析患者 通院交通費助成	⇒ じん臓機能障がいにて透析療法を受ける必要のある人（身体障害者手帳所持者）に交通費の半額を助成（片道2km以上） ※他の交通費補助を受けていない人、自立支援医療で定める市民税非課税世帯の人	江津市役所及び桜江支所
精神障がい者 通院交通費助成	⇒ 精神疾患の治療を受ける必要のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）に交通費の半額を助成（片道2km以上） ※他の交通費補助を受けていない人、自立支援医療で定める市民税非課税世帯の人	江津市役所及び桜江支所
精神障がい者 医療費助成	⇒ 自立支援医療（精神通院医療）受給者の自己負担額を半額助成 ※自立支援医療で定める市民税非課税世帯の人	江津市役所及び桜江支所
福祉タクシー	⇒ タクシー利用券の交付 【対象者】 ●介護保険の要介護度1～5 ●身体障害者手帳の下肢・体幹・視覚障がい1、2級 ●特別障害者手当受給者 ※在宅で他の交通費補助を受けていない人	江津市役所及び桜江支所
福祉医療	⇒ 医療費の自己負担分（入院時食事療養費標準負担額を除く）の助成 【対象者】 ●身体障害者手帳1、2級 ●療育手帳A ●IQ50以下で身体障害者手帳3、4級 ●精神障害者保健福祉手帳1級 ●精神障害者保健福祉手帳2級で身体障害者手帳3、4級 ●IQ50以下で精神障害者保健福祉手帳2級	江津市役所及び桜江支所
小児慢性特定 疾患治療研究事業	⇒ 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患の満18歳未満の児童の医療費の自己負担分の一部を助成	浜田保健所 TEL(0855)29-5537
小児慢性特定 疾患児日常 生活用具給付	⇒ 「小児慢性特定疾患治療研究事業」の対象者	江津市役所及び桜江支所



# 江津市

事項	内容	窓口・手続
難病医療費助成制度	指定難病（331疾病）と診断された場合、医療費の自己負担分を一部助成。	浜田保健所 TEL(0855)29-5537
不在者投票	投票場に行くことが困難な身体障害者手帳所持者は、郵便による不在者投票ができます。 【対象者】 ●両下肢、体幹、移動機能障がい…1、2級 ●心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障がい、免疫障がい…1～3級	江津市選挙管理委員会 TEL(0855)52-7499
119番通報FAX	聴覚障がいや言語障がいにより、火事や緊急の状況を電話で説明できない人はFAXによる119番通報ができます。（登録が必要）	江津邑智消防組合警防課 TEL(0855)52-0119 FAX(0855)52-1565
視覚障がい者へのサービス	◆点字図書と録音図書の貸出 ◆プライベートな情報の点訳・音訳サービス ◆福祉用具の紹介、相談、試用貸出 ◆歩行訓練や点字指導、日常生活での工夫等、指導員が援助	島根県西部視聴覚障害者情報センター TEL(0855)24-9334 FAX(0855)24-9335
聴覚障がい者へのサービス	◆字幕、手話入りビデオの貸出 ◆福祉用具の紹介、相談、試用貸出	
ぼうこう・直腸機能障がい者へのサービス	ストマ用装具の装着者を対象にストマ用装具の使用等について正しい知識を教え不安を解消し社会復帰を促進します。	日本オストミー協会 島根支部 TEL(0855)22-2279
点字・声の広報	文字を読むことが困難な人に、広報を朗読したカセットテープやCD、点字したものを送付。 【対象者】 ●視覚障がいの身体障害者手帳所持者	江津市役所及び桜江支所



現在、障害者総合支援法は国により毎年見直しが進められています。  
そのため、今後の国の動向により、このサービス利用ガイドの内容は変更が生じる場合があります。  
ご注意いただき、不明な点や確認したい点がありましたら浜田市・江津市までご連絡ください。

発行年月：令和5年10月  
発行者：浜田圏域自立支援協議会